

楽しく学べる 仕事がわかる!

平成22年1月16日発行(毎月2回1日・15日発行)
第44巻 第2号 通巻765号
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

1.15
2010

バンクビジネス

特別企画

マンガ・ 企業年金ってな~に?

連載

今すぐ使える 保険商品の説明トーク

高齢者と金融取引
こんなときどうする!?



特集

振込の仕組みと 手続き時のトラブル防止策

ワンランク上をいく

相続対策 アドバイス

第7回

落合会計事務所

古井洋平

相続時精算課税など 贈与税の特例



▼落合会計事務所のホームページはこちら
URL <http://www.ochiaikaikei.com/>

前回は、贈与税の「暦年課税」について勉強しました。贈与をした金額は年間110万円まで非課税となる「基礎控除」があり、この基礎控除を使う課税方式を暦年課税といいます。

暦年課税は毎年使うことができるので、長い時間をかけなければ税金をかけずに大きな金額を贈与することができます。ただし、一度

①贈与税の配偶者控除

贈与税にも、税金が一部免除される特例があります。

その1つである「贈与税の配偶

に大きな金額を贈与する場合は、暦年課税ではあまり効果が上がりません。

今回は、一度に大きな金額を渡すときに使える特例について勉強していきましょう。

1つ目は、贈与税の申告を翌年に

必ず行わなければならないといふことです。暦年課税を使い、毎年110万円未満の贈与をしている人は、申告しませんので、同じ

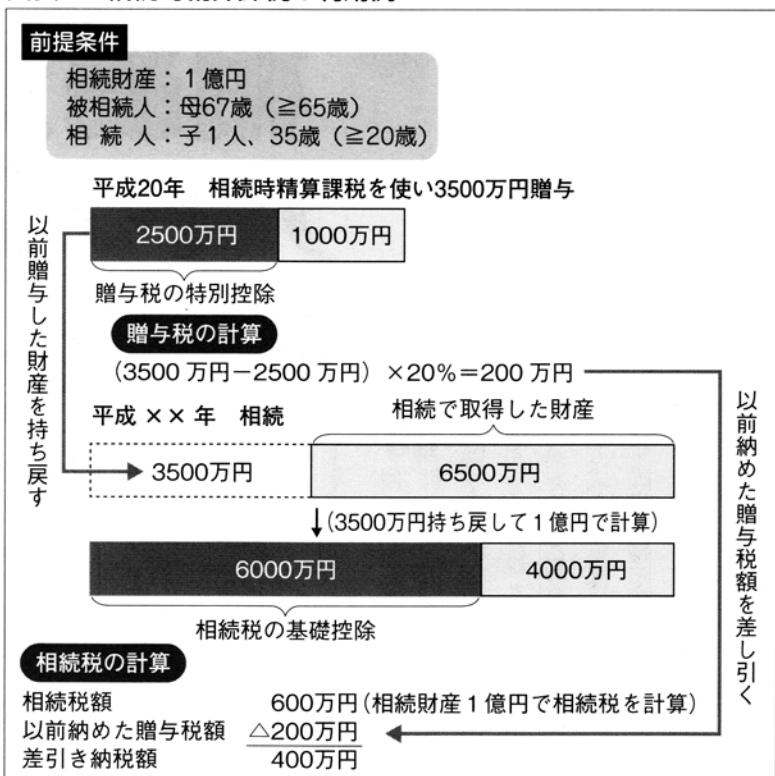
ようく考えてしまうことのないよう、アドバイスの際は十分注意してください。

贈与税申告の必要性や
登録免許税などの課税に注意

この特例は、相続税の対象となる財産を大きく減らすためにぜひ使いたいのですが、注意点があります。

贈与税申告の必要性や登録免許税などの課税に注意

図表1 相続時精算課税の利用例



場合も、不動産を受け取ったことにはなるため、不動産を登記した際の登録免許税と不動産取得税は課税されることです。こちらも注意するよう伝えましょう。

②相続時精算課税制度

贈与税にはもう1つ、税金が免除されるわけではありませんが、「相続時精算課税制度」というも

のがあります。

これは、生前贈与で2500万円まで贈与税をゼロにする代わりに、将来の相続のときに、生前贈与した財産を持ち戻して相続税の計算をするというものです。

相続時精算課税制度では届出書の提出が必要

さらに、相続時精算課税には「住宅資金特別控除」という特例があります。この特例は平成21年12月末までの適用で、贈与する財産が「住宅取得資金」の場合に

図表2 住宅取得等資金の特例

	相続時精算課税制度の住宅資金特別控除	500万円非課税制度（新設）
適用期限	平成21年12月31日まで	平成21年1月1日～平成22年12月31日
非課税金額	3500万円（通常2500万円+特例1000万円）	500万円
贈与する人	親（父母）のみ	直系尊属（父母、祖父母等）
贈与を受ける人	贈与の年の1月1日時点で20歳以上	贈与の年の1月1日時点で20歳以上
贈与する財産	住宅取得等に充てる金銭	住宅取得等に充てる金銭
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 一度選択すると暦年課税には戻れない 相続時には贈与財産を贈与時の時価で持ち戻し計算する 税務署に届出と申告が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 相続時の持ち戻し計算対象外 税務署に申告が必要 暦年課税やその他の特例と併用可

得もないということになります。名称のとおり将来の相続時に税金を精算するというのですが、少し複雑な制度ですので図表1の利用例を参照してください。

また、相続時精算課税にも、制度を使ううえで、いくつかの決まりがあります。

まず、この制度は原則、親から子供への生前贈与に限られます。年齢制限もあり、親は65歳以上、子供は20歳以上でなければいけません（贈与時ではなく、贈与をした年の1月1日の年齢）。

相続時精算課税制度を使い、2500万円を超える額を贈与した場合の税率ですが、暦年課税の税率とは異なり、2500万円を超えた部分については一律20%の贈与税がかかります。

◀お客様にはこんなアドバイスを！



は、特別控除額が1,000万円増えて、合計3,500万円になるものです（※）。なお、この住宅資金の贈与に限り、親の年齢制限がなくなり、親が65歳未満でも適用できます。ここまで話してきた、相続時精算課税制度を使うためには、税務署へ「届出書」を提出しなければいけません。暦年課税では、届出書は必要ないため混同しないようにしてください。

また、相続時精算課税制度を選ぶ際に最も注意しなければならないことは、一度選択すると、その親子については暦年課税が使えないことです。

この制度を使わなければ、暦年課税で毎年1,100万円の基礎控除額を使い、少しずつ子供や孫に財産を移すことができます。

よく相続時精算課税と暦年課税では、どちらが得かということを聞かれることがあります。これには親の財産の額によつて異なります。

おおよその目安ですが、財産の額が、将来相続税がかからない

か、かかるても数十万円程度であれば、相続時精算課税制度を使って、生前に財産を分けてしまうほうが有効だといえます。つまり、将来の相続税額を考えることが重要になります。

500万円非課税制度は、暦年課税などと併用できる

最後に、平成21年に新設された「住宅取得等資金の500万円非課税制度」について説明します。

これは、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の人（親や祖父母等）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、500万円まで贈与税が非課税になるものであります。この制度は暦年課税や他の特例と併せて使うことができます。

暦年課税であれば、1,100万円と併せて6,100万円までが非課税となり、相続時精算課税であれば、住宅資金特別控除の3,500万円と併せて、4,000万円までが非課税となります。